

監査委員反対討論（要旨）

2003 年 5 月臨時議会

2003/5/16

ただいま提案されました監査委員の選任の件につき、日本共産党は自民党打越あかし議員の選任に反対し、討論をいたします。

監査委員は、県の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理についての監査をはじめ、一般行政事務、機関委任事務なども監査する重要な職務であります。

地方自治法第 199 条、監査委員の職務の第 4 項に、「監査委員は、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。」とされています。

この第 2 条 14 項には「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とあり、地方公共団体の努力義務として、住民の福祉の増進と能率性の 2 点が掲げられております。

そういう観点から考えましたときに、過去の議事録を精査しましたところ議案提案権をもつ立場にありながら、これまで、知事の提案する議案にただの一度の修正の提案も行わず、そして、能率性ばかりを追求し、住民の福祉の増進に反すると思われる議案についても、賛成の立場に立ってきた県政与党の自民党に、県民の期待する厳正・公正な審査は期待できないと思わざるをえません。

よって、自民党打越あかし議員の監査委員選任に反対するものです。

なお、社民・無所属連合の仁牟礼正博議員には、厳正・公正に職務を遂行され、県民の声に誠実にこたえていただくことを要望し、討論といたします。